

我等中階級者階級と波瀾を蒙る階級とが兩立すべからざることを確信す
我等中階級者階級を以て階級者階級の完全なる解散を以て
平等の新社会の建設を期す。

別紙

決議

- 一 餘裕時を尊重し相互に修養保健を努むルコト
 - 二 最低賃銀を確立し生活の安定を圖ルコト
 - 三 我等相互間ノ品性ヲ統治シ人格ノ向上ニ努ムルコト
 - 四 政治的智識ヲ普及シ無産階級政黨ノ樹立ニ協力スルコト
 - 五 失業ノ防止並ニ救済ニ努ムルコト
- 右決議ス

大正十三年九月十九日

神戶合同労働組合

支部